

また、1日当たりの平均的な排水量が、印旛沼・手賀沼流域では10m³以上、それ以外の地域では30m³以上の施設では、BOD、COD、SS、窒素、りん等について排水基準があり、排水基準を守ることが必要です。

千葉県印旛地域振興事務所 地域環境保全課

佐倉市鏑木仲田町8-1 TEL:043-483-1447 FAX:043-486-7570

ちゅう房施設の届出対象判定フロー



別表1 水質汚濁防止法の適用を受ける飲食店の面積規模

弁当・仕出屋、弁当製造業	360平方メートル以上					
食堂, レストラン等	420平方メートル以上					
そば・うどん店、すし店、喫茶店、居酒屋等	630平方メートル以上					
料亭、バー、ナイトクラブ等	1,500平方メートル以上					

届出が必要な飲食店で、まだ届出ていない場合は地域振興事務所に相談を! 届出ているか不明な場合は地域振興事務所に問い合わせを!

法律や条例の義務

水質汚濁防止法や千葉県環境保全条例(以下法令)には以下の義務があります。

1 以下のような場合,**届出**が必要になります。届出先は地域振興事務所です。届出は**2部**必要で,1部は受理後**控え**としてお返ししますので**保管**してください。

様式は千葉県ホームページ(http://www.pref.chiba.lg.jp/ \rightarrow オンラインサービス→各種申請・手続案内(様式ダウンロード)→出てきたページで「環境生活部」→水質保全課)からダウンロードすることもできます。

- 法令で定められた施設(以下,特定施設)を新たに設置する場合,設置工事着手の60日前までに特定施設設置の届出が必要です。特定施設に該当するかよく分からない場合は地域振興事務所にお問い合わせください。
- 特定施設を設置した事業場等(以下,特定事業場)で排水処理施設や排水量等を変更する場合,変 更工事着手の60日前までに特定施設の構造等変更の届出が必要です。
- 会社等の代表者,本社の場所,事業場名等が変更になった場合,変更後30日以内に氏名等変更の届出が必要です。
- 特定施設を取り壊した等,使用を廃止した場合,**廃止後30日以内**に特定施設の**廃止の届出**が必要です。
- 会社の合併、親の家業を継いだ等で特定施設の所有者が変わった場合、承継した者は**承継後30日以** 内に特定施設の**承継の届出**が必要です。
- 2 特定事業場では次ページに掲げた**排水基準を遵守**してください。これらの基準は注意書きがない場合**最 大値**ですのでそれを**超えないように管理**してください。
- 3 排水基準のかかる特定事業場の設置者は、「排水基準」に掲げた項目について、定期的に(基本は3ヶ月に1回以上)排水の水質を測定し、測定結果は3年間保存するとともに排水基準を満たしていることを確認してください。測定は専門業者に依頼してください(有料)。また、立入検査の際等に測定状況や結果について確認することがありますのでいつでも閲覧できるようにしてください。
- 4 特定事業場には**抜き打ちで立入検査**があります。立入検査では排水の採水,事業者が行う自主測定の実施状況の確認,届出状況の確認等を行います。原則事前連絡はしませんのでいつ立入検査があってもいいように準備をお願いします。立入検査の際に採った水が排水基準を超えている場合,**行政措置**がありますので注意してください。

排水処理を浄化槽で行う場合、浄化槽法の義務もあります。

- 1 年1回法定検査を受ける必要があります。これは立入検査とは異なり、管理者が(社)千葉県浄化槽検査センターに申し込み、手数料を支払わないと行われません。
- 2 **定期的に保守点検及び清掃を実施**してください。委託する場合は、保守点検は県の登録業者に、清掃は 市町村の許可業者に委託しなければなりません。
- 3 以下の**報告・届出**が必要です。報告先は地域振興事務所です。また、様式は千葉県ホームページからダウンロードできます。
 - 浄化槽使用開始の日から30日以内に浄化槽使用開始報告書を提出します。
 - 浄化槽管理者に変更があった場合、変更の日から30日以内に**浄化槽管理者変更報告書**を提出します。
 - 浄化槽の使用を廃止したときは30日以内に**浄化槽使用廃止届出書**を提出します。
 - 単独処理浄化槽では501人槽以上,合併処理浄化槽では51人槽の場合,4半期ごとに翌月の10日まで に**浄化槽維持管理報告書**を提出します。

排水基準を守るために必要なこと

- 洗剤は無リンのものを使う。チェーン店ではまとめて発注する場合が多いので、発注する段階から注意する。
- スクリーン等を設置しゴミを取り除く。
- ◆ 十分な大きさのオイルトラップ(グリストラップ,油水分離槽)を設置し、油分を除去する。
- ◆ 十分な大きさで窒素りんが除去できる高度処理型合併処理浄化槽など排水処理施設を設置する。
- これらの施設を適切に維持管理する。委託する場合は信頼できる業者に委託し、十分な対価を支払う。また、業者がきちんと維持管理しているか監視する。

主な排水基準

これ以外の排水基準が適用される場合があります(日平均排水量が500m³/日以上,501人槽以上の浄化槽を使用している場合等)。詳しくは地域振興事務所にお問い合わせください。

BOD(生物化学的酸素要求量),COD(化学的酸素要求量),SS(浮遊物質量),油分の排水基準(単位:mg/L)

BOD(生物化学的酸素要求量),COD(化学的酸素要求量), SS (浮遊物質量),油分の排水基準(単位:mg/L)		平成元年(1989年) 9月30日までにエ 事着エしたもの			平成元年(1989年) 10月1日以降平成 3年(1991年)9月30 日までに工事着工 したもの			11年(1999年)3月			平成11年(1999年) 4月1日以降工事 着工したもの		
		BOD 又は COD	SS	油分 (動植 物)	BOD 又は COD	SS	油分 (動植 物)	BOD 又は COD	SS	油分 (動植 物)	BOD 又は COD	SS	油分 (動植 物)
大規模ちゅう房(2ページ目別 表1のもの)	排水量30m³/日以上500m³/ 日未満	60	70	15	20	40	5	20	40	5	20	40	5
	印旛沼手賀沼流域で排水量 10m³/日以上30m³/日未満	80	90	30	80	90	30	80	90	30	30	60	30
201人槽以上500人槽以下の 浄化槽で処理する場合	印旛沼手賀沼流域で排水量 30m³/日以上500m³/日未満	60	110	15	10	20	5	10	20	5	10	20	5
	印旛沼手賀沼流域で排水量 10m³/日以上30m³/日未満	60	110	30	60	110	30	60	110	30	10	20	30
	東京湾流域で排水量30m ³ / 日以上	60	110	20	60	110	20	20	50	20	20	50	20
総床面積100m ² 以上のちゅう 房施設(水質汚濁防止法対象 施設,上記浄化槽及び下水 道放流は除く)	印旛沼手賀沼流域で排水量 10m³/日以上	80	90	30	80	90	30	80	90	30	30	60	30

窒素, りんの排水基準(単位:mg/L)

窒素・りんの 排水基準(単位:mg/L)			93年)11月30 事着エしたも D	以降平成11	3年)12月1日 年(1999年)3 こ工事着工し らの	平成11年(1999年)4月1日 以降工事着工したもの		
		窒素	りん	窒素	りん	窒素	りん	
大規模ちゅう房(2ページ目別 表1のもの)	印旛沼手賀沼流域で排水量 30m³/日以上500m³/日未満	30	4	20	2	20	2	
	印旛沼手賀沼流域で排水量 10m³/日以上30m³/日未満	60	10	60	10	30	5	
	東京湾流域で排水量30m ³ / 日以上	50	6	50	6	30	4	
201人槽以上500人槽以下の 浄化槽で処理する場合	印旛沼手賀沼流域で排水量 30m³/日以上	70	7	30	4	20	2	
	印旛沼手賀沼流域で排水量 10m³/日以上30m³/日未満	70	7	70	7	30	4	
	東京湾流域で排水量30m ³ / 日以上	70	7	70	7	20	2	
総床面積100m ² 以上のちゅう 房施設(水質汚濁防止法対象 施設,上記浄化槽及び下水 道放流は除く)	印旛沼手賀沼流域で排水量 10㎡ ³ /日以上	60	10	60	10	30	5	

それ以外の排水基準

pH(BOD等の排水基準がかかるもののうち、放流先が河川又は湖沼であるもの):5.8~8.6

大腸菌群数(BOD等の排水基準がかかるもののうち水質汚濁防止法で届け出るもの):最大3000個/cm3

大腸菌群数(BOD等の排水基準がかかるもののうち千葉県環境保全条例で届け出るもの):日間平均3000個/cm3